

# 各務原市道路施設定期点検結果判定会設置要綱

(令和元年10月17日決裁)

## (設置)

第1条 市が管理する道路施設について、点検結果の判定の妥当性を検証し、適切な維持管理を図るため、各務原市道路施設定期点検結果判定会（以下「判定会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 判定会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路施設の点検結果の判定に関すること。
- (2) 道路施設の維持管理の方針に関すること。

## (委員)

第3条 判定会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 都市建設部長
- (2) 都市建設部技術調整監
- (3) 都市建設部建設管理課長
- (4) 都市建設部都市計画課長
- (5) 都市建設部道路課長

## (会長)

第4条 判定会に会長を置き、都市建設部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、判定会を代表する。

## (会議)

第5条 判定会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## (庶務)

第6条 判定会の庶務は、都市建設部道路課において処理する。

## (議事録)

第7条 会議の議事については、議事の要旨を記載した議事録を作成する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、判定会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。